

2016年4月23日

芝田 美香

知的財産高等裁判所

平成27年（ネ）第10077号 意匠権侵害差止等請求控訴事件
「包装用箱」事件

(平成28年1月27日判決言渡)

I 判決のポイント

意匠権侵害の控訴審判決で、**部分意匠の類否判断**に関する知財高裁の判断が示された。具体的には、意匠登録を受けた部分の「機能」を定めるに際し、登録意匠の**権利範囲でない（破線部等で示された）部分**の形状等を参酌すべき場合があることが示された。

II 事案の概要

1. 当事者

控訴人（原告）：Xデザイン事務所 ことX

被控訴人（被告）：株式会社シュゼット（洋菓子の製造・販売／喫茶等）

～ アンリ・シャルパンティエ／HENRI CHARPENTIER ～

兵庫・芦屋市の喫茶店に起源をもつ、シュゼットの原点であり、基盤となるブランドです。店舗数87店舗（2016年2月1日現在）

「株式会社シュゼット」ホームページより

2. 経緯

原判決（平成26年（ワ）第12985号）では、意匠権者である原告が、被告に対し、被告商品の販売差止、廃棄、謝罪広告の掲載、及び、損害賠償を求めた。原判決は、原告の請求をいずれも棄却した。

これに対し、原告は、原判決の変更を求めて一部控訴した。（差止、廃棄、謝罪広告の掲載は取下げ。損害額も減縮（300万円→100万円）。）

[本件意匠権の内容]

登録番号：第1440898号

意匠に係る物品：包装用箱

本件意匠：意匠公報の【図面】参照（部分意匠）

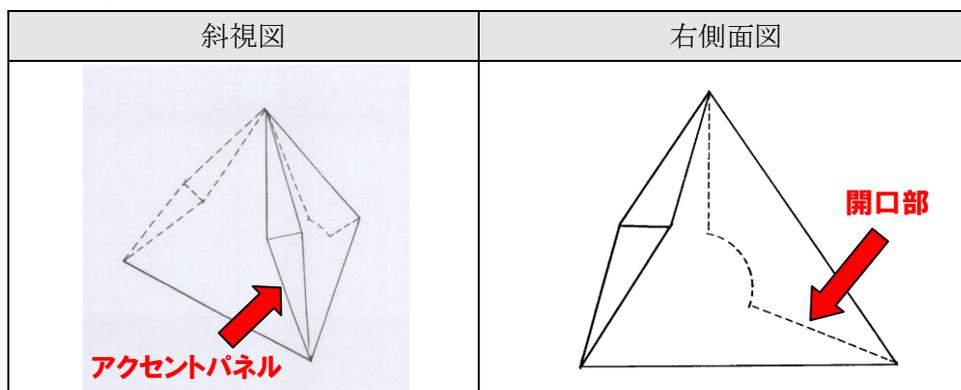
[被告の行為]

被告店舗等において、被告商品（イ号意匠に示す包装用箱中に内容物）を入れて販売した。

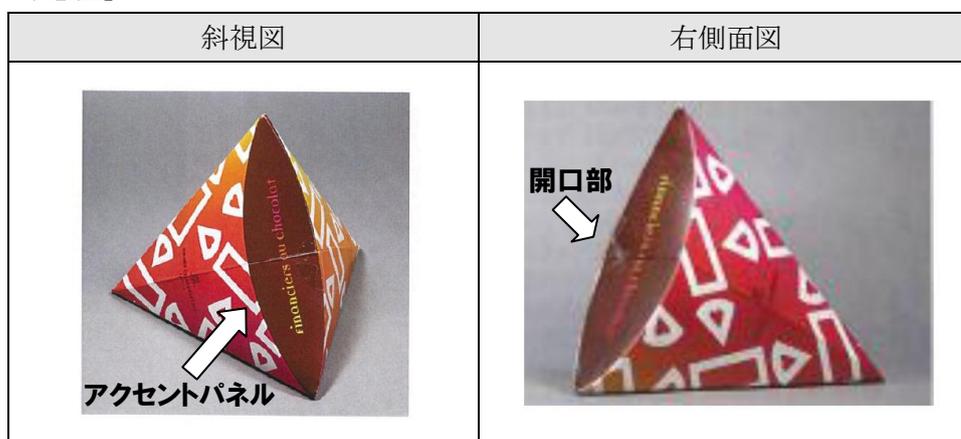
※参考資料1(P.9)

《代表的な図面》

[本件意匠]



[イ号意匠]



※おさらい 参考資料 2.3 (P.9,10)

3. 1審における判断の概要

本件意匠の基本形状である略三角錐形状をした包装用箱は、本件意匠登録の出願前に公知であったことから、基本形状を除く、アクセントパネルに関する構成態様を本件意匠の「要部」と認定した。

本件意匠と被告意匠の「共通点」として、基本形状、アクセントパネルの形成、アクセントパネルが凹んで形成されている点が認定された。「差異点」としては、アクセントパネルの具体的形態及び縦横比の相違を認定したことに加え、破線で示された包装用箱の開口部について、本件意匠では、開口部が設けられた面とは別の面にアクセントパネルが配置されているのに対し、被告意匠では、アクセントパネル自体が包装用箱の開口部として配置されている点（意匠登録を受けようとする部分の機能の相違）が認定された。

本件意匠と被告意匠との共通点は、上記差異点が看者に与える美観の差異を凌駕するものとは認められない、として両意匠は類似しない（非類似）と判断された。

※差異点>共通点

4. 争点

- ・ 被告意匠は本件意匠と類似するか
- ・ 本件意匠登録は無効審判により無効にされるべきものか
- ・ 損害額

※裁判所（控訴審）では、両意匠の類否判断のみが判断された。

III 裁判所の判断

1. 結論

裁判所は、1 審と同様に、本件意匠と被告意匠とは類似しないと判断し、原告の控訴を棄却した。

2. 判決の要旨

(1) 本件意匠の構成態様

次ページ表の左側欄に記載の通り。

(2) 本件意匠の要部

「4面の三角形状で形成される略三角錐形状をした包装用箱の意匠それ自体は、少なくとも本件意匠登録の出願前に日本国内において公然知られたものである」「一方、略三角錐形状をした包装用箱の天頂に位置する頂点から底面を形成する点に至る3本の稜線のうちの1本の稜線に沿って、凹状の面（アクセントパネル）を頂点間の全長にわたり設けた構成は、本件意匠登録の出願前に公知でなかった」ことに照らし、本件意匠の要部は下記構成態様 a～cにあると認めるのが相当とされた。

(3) 被告意匠の構成態様

次ページ表の右側欄に記載の通り。

本件意匠		被告意匠	
基本的構成態様			
A	本体の基本形状を三角形4面で形成される 略三角錐形状 とし、	A	本体の基本形状を三角形4面で形成される 略三角錐形状 とし、
B	本体の天頂に位置する頂点から底面を形成する点に至る3本の稜線のうちの1本の稜線に沿って、凹状の面（アクセントパネル）を頂点間の 全長にわたり 設け、	B	本体の天頂に位置する頂点から底面を形成する点に至る3本の稜線のうちの1本の稜線に沿って、凹状の面（アクセントパネル）を頂点間の 全長にわたり 設けた。
C	上記アクセントパネルを含む本件公報の【図面】の実線で示された部分を 部分意匠 とする。	/	
具体的構成態様			
a	アクセントパネルは、当該稜線の縦方向中央を垂直に横切る谷折り線を底辺とし、天頂に位置する点を頂点とする二等辺三角形と、上記谷折り線を底辺とし、底面を形成する点を頂点とする二等辺三角形の 2つの平坦面からなる二等辺三角形を、底辺部分で上下に接続させた略菱形形状の面 であり、	a	アクセントパネルは、当該稜線の三角錐の天頂に位置する点と底面を形成する点とを、 稜線の縦方向中央部分にかけてふくらむように円弧状の側辺で結び、当該稜線を中心線として円弧状の側辺が左右対称になった略紡錘形状の面 であり、
b	アクセントパネルの上下中央部分（上記二等辺三角形の底辺部分）は、最もへこんだ最大幅部を形成し、	b	アクセントパネルの上下中央部分は、アクセントパネルに含まれない2つの頂点を結んでアクセントパネルを横断する折れ線部が水平方向に現れ、最もへこんだ最大幅部を形成し、
c	アクセントパネルの縦の長さ（上記aの2つの二等辺三角形の底辺に当たる部分）の幅の比は、 約8対1 である。」	c	アクセントパネルの縦の長さ（上記aの2つの二等辺三角形の底辺に当たる部分）の幅の比は、 約4対1 であり、
/		d	アクセントパネルは、包装用箱の 開口部として 配置されている。

(4) 共通点及び差異点の認定

ア 共通点

「本件意匠と被告意匠は、…基本的構成態様において共通する。また、アクセントパネルの上下中央部分は、最もへこんだ最大幅部を形成し、天頂部及び底面を形成する上下頂点へ向けて、徐々に先すぼまりとなっている点において共通する。」

イ 差異点

「本件意匠におけるアクセントパネルの形状は、…(具体的構成態様 a のとおり)…アクセントパネルの具体的な形状が異なっている。」

形状

また、本件意匠のアクセントパネルの上下中央部分は、2つの平坦面からなる二等辺三角形の底辺部分をなし、上記2つの二等辺三角形が上下中央部分で接続され、当該接続部に明らかな折曲が見られる形状であるのに対し、被告意匠のアクセントパネル上下中央部分は、アクセントパネルに含まれない2つの頂点を結んでアクセントパネルを横断する折れ線部が水平方向に現れるものの、折曲していない点においても、アクセントパネルの具体的な形状が異なっている。

縦横比

さらに、アクセントパネルの縦の長さ^②と中央部分の幅の比は、本件意匠では約8対1、被告意匠では約4対1である点も異なる。

機能

本件意匠においては、物品である包装用箱の開口部は破線部で示され、その開口部が設けられた三角錐形状の面とは別の面にアクセントパネルが配置されているのに対し、被告意匠においては、アクセントパネル自体が包装用箱の開口部として配置されている点が異なる。」

ウ 判断

上記イのとおり、本件意匠と被告意匠とは、本件意匠の要部を構成する…アクセントパネルの具体的な形状において、差異があるところ、直線で構成された略菱形は、一般的にシャープで固い印象を与えるのに対し、曲線で構成された略紡錘形状は、一般的に丸く、やわらかな印象を与える。また、アクセントパネル上下中央部分の具体的な形状の差異により、本件意匠のアクセントパネルは、二等辺三角形の底辺部分をあえて折曲部分とした形状が際立っており、多面体としての外観上の装飾機能を強く感じるのに対し、被告意匠のアクセントパネル上下中央部分は、アクセントパネルに含まれない2つの頂点を結んでアクセントパネルを横断する折れ線部が水平方向に現れたにすぎず、折曲していないため、看者にとって単なる折り目として認識されるにすぎない点において、そこから受ける美観が異なる。さらに、アクセントパネルの縦の長さ^③と中央部分の幅の比が、本件意匠では約8対1であり、ほっそりと鋭い感じを与えるのに対し、被告意匠では約4対1であり、でっぷりとゆるやかな印象を与える。したがって、本件意匠と被告意匠とは、上記の点において美観を共通にするものとはいえない。

①

②

③

…本件意匠では、アクセントパネルとは別の面に包装用箱の開口部が設けられ、ア

クセントパネルは開口部としての機能を有していないのに対し、被告意匠では、アクセントパネルが開口部として配置されていることにより、開口部としての機能を有している点においても差異がある。本件意匠に係る物品である包装用箱の機能として、収納された物品を取り出すことは必須であることからすると、開口部の配置は、包装用箱の需要者たる事業者や箱に収納された品物を購入する一般消費者にとってみれば、大きな差異であるというべきで、本件意匠と被告意匠とは、この点においても美観を共通にするものとはいえない。

④

そして、本件意匠と被告意匠とは、前記イの差異点、とりわけ上述したところにより、看者に対し全体として異なる美観を与えるものであり、前記アの共通点は、差異点が看者に与える美観の差異を凌駕するものとは認められない。

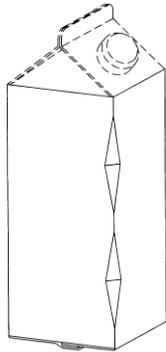
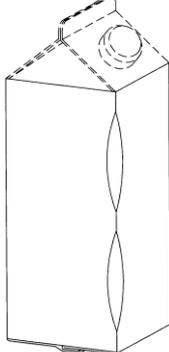
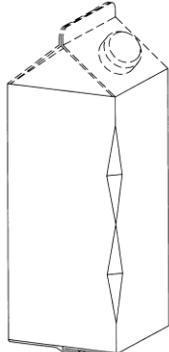
したがって、被告意匠が本件意匠に類似するものとはいえない。

(5) 当事者の主張に対する判断

ア 本件意匠の認定について

原告の主張
<p>…本件意匠において、<u>破線で示された「開口部」は、意匠を構成するものではなく、部分意匠の解釈において参酌されるべきではないから、開口部としての機能を有している点を差異と認定する</u>原判決は、部分意匠である本件意匠の解釈を誤ったものである…</p>
裁判所の判断
<p>…<u>一定の機能及び用途を有する「物品」を離れての意匠はあり得ず、部分意匠においても、部分意匠に係る物品において、意匠登録を受けた部分がどのような機能及び用途を有するものであるかを、その類否判断の際に参酌すべき場合があり</u>、また、物品全体の形態との関係における、部分意匠として意匠登録を受けた部分の位置、大きさ、範囲についても、<u>破線などによって具体的に示された形状を参酌して定めるべき場合がある。</u></p> <p>原判決も、上記のとおり、本件公報の図面に破線部で示された開口部の具体的な形状や位置を<u>本件意匠を構成する部分として認定するのではなく、…少なくとも、アクセントパネルが開閉する開口部蓋としての機能を有していないことを、被告意匠との対比において認定したにすぎない。</u></p> <p>したがって、<u>原判決は、本件意匠の権利範囲でない破線部分の形状や位置を構成態様や要部として認定したものではないから、部分意匠の解釈に誤りはなく、上記主張は採用できない。</u></p>

イ 類否判断について（アクセントパネルの形状）

原告の主張		
<p>アクセントパネルの形状としては、本件意匠も被告意匠も<u>公知の形状</u>であり、<u>甲8ないし10*</u>の意匠について、極めてありふれた略直方体における差異点であるアクセントパネル自体の形状において差異があるのに、<u>これらが類似とされていることが参考とされるべき旨主張</u></p> <p>(※甲9及び甲10は、甲8を本意匠とする<u>関連意匠</u>として登録されている。)</p>		
甲8	甲9	甲10
		
裁判所の判断		
<p>甲8ないし10の意匠は、直方体状の包装用容器の長辺のうちの1本について、その両端を除く部分に、甲8及び甲10の意匠については、<u>2つの略菱形の凹状の面が2つ</u>、甲9の意匠については、<u>2つの略紡錘状の凹状の面が設けられたものである</u>。そうすると、これらの意匠は、<u>そもそも直方体状であることから、三角錐形状とは本体形状の面及び辺の数が異なり、当該意匠において1つの辺が占める注目度が小さなものである上、本件意匠や被告意匠のように、包装用箱の稜線の全長にわたってアクセントパネルが1つ設けられることにより、多面体の1面としての印象を強く有する意匠とは異なることから、参考とすべきものとは解されない</u></p>		

ウ 類否判断について（機能の参酌）

原告の主張 - 1
<p>被告意匠の開口部については、<u>外観上現れた差異ではなく、本件意匠においては登録の範囲には含まれない部分であるから、意匠の対比において斟酌できない</u></p>
裁判所の判断
<p>意匠の当該部分に着目する場合に、当該形状から受ける単なる美観だけではなく、それが物品において<u>どのような機能と結び付いているかによって、需要者の払う注意力の程度や、そこから受ける印象、感銘力が異なるのは当然のことである</u>。本件意匠と対比されるべき被告意匠におけるアクセントパネルは、前記のとおり、開口部としての機能</p>

を有するものであることから、それを差異として認識し、相違点として認定することに誤りはない。

原告の主張 - 2

被告意匠のアクセントパネル部が開口部を兼ねたものであっても、この種物品の流通時には、開口部は接着等によって閉じられた状態であるのが一般的である上、開口状態が外観に表れたものでなく、その態様も普通に知られた態様であるので、注意を惹くものでない

裁判所の判断

しかし、本件意匠に係る物品が包装用箱である以上、物を出し入れする包装用箱の開口部の位置、形状がいかなるものかについては、一般消費者のみならず、取引業者も関心を持つのが通常であるところ、被告意匠のように略紡錘形状のパネルが2枚重ねられて蓋を形成するのは、原告も主張するとおり、特に目新しい形態ではなく、被告商品の開口部に貼られたテープの存在や、パネルが2枚重なった開口部分の様子、他の面に開口部らしき部分を有さないところから、アクセントパネルが蓋であることは、外観からも容易に認識できるものである。そして、このような蓋は、斬新なものではなく、看者が、蓋としての機能を有するアクセントパネルに直ちに着目するとはいえないとしても、前記のとおり、看者にとって、当該形状から受ける単なる美観だけではなく、それがどのような機能と結び付いているかによって、注意力の程度や、そこから受ける印象、感銘力が異なるのは当然のことである。そうすると、前記のとおり、多面体の1面として注意を惹く部分であるアクセントパネルが、被告意匠において開口部蓋としての機能をも有することは、看者に異なる印象を与え、専ら装飾としてのシャープで洗練されたイメージのアクセントパネルを有する本件意匠とは、異なる美観を生じさせ得るものと認められる。

したがって、原告の主張は採用できない。

IV コメント

1. 破線部分の参酌について

本件判決で、類否判断において破線部分（開口部）の形状を参酌した点は、原告及び被告が本件主張内で言及している下記プーリー事件の判断内容とほぼ共通していると思料される。この点、本件はプーリー事件に比べ、客体が一般的に身近なものであるため、破線部分の参酌の許容範囲について理解する際の題材として、好適と思料される。

具体的には、本件は、破線部分の形状の参酌が「本件意匠を構成する部分として認定したものか」、あるいは「当該部分の機能等を認定したものか」の区別を理解するため実例として分かりやすい。

～プーリー事件（平成 18 年（行ケ）第 10317 号 審決取消請求事件）～

『意匠登録の対象とする実線で描かれた部分の意匠を特定するに当って、破線で描かれた意匠登録の対象とされていない部分の形態を参酌して、引用意匠との差異点を明らかにした最初の判決と思われる。』¹

2. 形状の差異点における証拠提出の困難性

甲 8～甲 10 の意匠が類否判断の参考にはならないと判断された点について、基本形状とアクセントパネルの数の相違に着目した裁判所の判断自体は納得しやすかった。

他方、原告の立場を想定した場合、それではどんな証拠であったら認められるか、を検討すると、証拠探しの困難性を感じた。類似例として対象の異なる意匠を証拠提出する以上、本件と同様に、参考例にならないと判断される理由は多々存在しそうだと思われた。

V 参考資料

1. 被告の販売品



チョコレートフィナンシェ 3コ入りA
アンリ・シャルパンティエ
カスタマーレビューを書きませんか？

現在在庫切れです。在庫状況について
この商品の再入荷予定は立っておりません。

- 【内容量】 チョコレートフィナンシェ 3コ
- 【箱サイズ】 W15.0×L13.0×H12.0cm
- 【重量】 82g
- 【特定原材料等】 小麦・卵・乳・大豆/お湯不使用
- 【賞味期限】 発送日から21日間（発送日含む）

> もっと見る

デパ地下スイーツ特集
ギフトにはもちろん、自分のごほうびにもお取り寄せしたい。ジョエル・ロブション、
ゴディバ(GODIVA)、キハチ、アンリ・シャルパンティエ、北海道スイーツの
LeTAO（小樽洋菓子舗ルタオ）ほか、日本各地の銘菓も取りそろえ。デパ地下スイーツ特産をチ
ック。

2. 意匠審査基準

公知意匠と部分意匠との類否判断では、下記のすべてに該当する場合、両意匠は類似する、と示されている。²

- ①部分意匠の意匠に係る物品と公知の意匠の**意匠に係る物品**とが同一又は類似であること
- ②部分意匠の意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」と公知の意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所との**用途及び機能**が同一又は類似であること

¹審判決例研究「プーリー事件 - 部分意匠の類否判断における実線部分と破線部分の関係」
知財ふりずむ、2007年5月、Vol.5 No.56 P.51-62

²意匠審査基準 第7部 第1章 部分意匠 71.4.2.2 意匠法第3条第1項第3号

